二百七十七号　北海道二森郡八雲町熊石大谷町有川小林班鉛森山林国有林地内渡島檜山森林計画区渡島五万分の一図幅

〃　北海道二森郡八雲町熊石大谷町有川小林班鉛森山林国有林地内渡島檜山森林計画区渡島五万分の一図幅

〃　北海道二森郡八雲町熊石大谷町有川小林班鉛森山林国有林地内渡島檜山森林計画区渡島五万分の一図幅

〃　北海道二森郡八雲町熊石大谷町有川小林班鉛森山林国有林地内渡島檜山森林計画区渡島五万分の一図幅

供用開始の期日　平成二十六年三月二十四日

○沖縄総合事務局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から一週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五百六号	沖縄県豊見城市字饒波大嶺原九二三番一から同市字饒波大嶺原八九二番一まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十四日

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３８号

秋田市旭川南町９―28、住民票上の住所秋田市千秋城下町５番１号
債務者　大勝軒こと　岸野　勝義

1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６号

山形県東村山郡山辺町大字要害208番地
債務者　吉田　　彰

1　決定年月日時　平成26年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６７４号

大阪市中央区安堂寺町２丁目７番２―703号
債務者　Ｃｕｃｉｎａ　Ｈｏｒｉｋａｎｅこと
堀金　孝則

1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名取　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２４号

大阪府枚方市出口６丁目９番１―406号
債務者　今井　　修

1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１０９号

横浜市保土ケ谷区峰沢町119番地101
債務者　篠崎　博史

1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６号

大阪府東大阪市今米２丁目６番36号　吉田アバンギャルド105号
債務者　中西　剛士

1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３号

埼玉県三郷市早稲田４丁目11番地５
債務者　辻　　純一

1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４５号

新潟県長岡市中沢４丁目406番地１―303　ボヌール長岡303号室
債務者　大﨑　　優

1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７２号

熊本県八代市大村町443番地３　101、前住所熊本県八代市新地町２番５号　510
債務者　岡山　國哉

1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第７３号

熊本県八代市大村町443番地３　101、前住所熊本県八代市新地町２番５号　510
債務者　岡山由加里

1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１６２５号

名古屋市南区芝町215　沢村方、住民票上の住所名古屋市天白区保呂町1709番地　Ｉ
債務者　田中　章久

1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５９号

名古屋市熱田区大宝２丁目４番７―612号
白鳥パークハイツ大宝、従前の住所名古屋市熱田区一番１丁目５番12号　嶋田ビル２階
債務者　小池　峰泰

1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部